

眼の水晶体の等価線量限度の見直しに係るフォローアップに関する参考資料 (厚生労働省提出資料)

- ・放射線業務従事者等の健康管理等の徹底について…………… 2
- ・放射線業務に関する自主点検の実施について（令和2年8月6日発出）…… 5
- ・医療機関における放射線管理に関する自主点検について（お願い）（令和3年7月9日発出）…………… 11
- ・放射線障害防止対策に係る都道府県等衛生主管部局との連携について…… 22

事務連絡
令和 3 年 8 月 26 日

各 { 都道府県
保管所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

放射線業務従事者等の健康管理等の徹底について

平素より厚生労働行政に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、労働安全衛生法及び電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号。以下「電離則」という。）において、電離放射線健康診断の実施等、放射線業務従事者の健康管理に係る措置を講じることが事業者には義務付けられています。併せて、電離則第 58 条では、電離放射線健康診断結果報告書を所轄の労働基準監督署長に提出することが義務付けられておりますが、一部の病院又は診療所では、電離放射線健康診断結果報告書の提出が徹底されていないことが懸念されます。

このため、別添のリーフレットを配布する等により、貴管下の関係医療機関および関係団体等に対し、当該報告の義務を周知いただきますようご協力をお願いいたします。

また、放射線業務従事者等に係る健康管理の推進を図る観点から、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 30 号）第 30 条の 18 第 2 項及び電離則第 8 条に基づく対象者に係る線量の適切な測定が引き続き重要となりますので、併せて周知いただきますようお願いいたします。

電離放射線健康診断結果報告書を 労働基準監督署に必ず提出ください

労働安全衛生法令で規定されています

1 電離放射線健康診断は年2回行ってください

放射線業務（エックス線装置の使用の業務など労働安全衛生法施行令別表第2に掲げる放射線業務）に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る方に対し、**雇い入れ・配置替えの際とその後6か月以内ごとに1回**、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければなりません。（電離放射線障害防止規則第56条）

- ① 被ばく歴の有無（被ばく歴を有する方は、作業の場所、内容と期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無、その他放射線による被ばくに関する事項）
- ② 白血球数と白血球百分率の検査
- ③ 赤血球数の検査と血色素量の両方、またはヘマトクリット値の検査
- ④ 白内障に関する眼の検査
- ⑤ 皮膚の検査

※ 雇い入れ・配置替えの際の健康診断では、④の項目は使用する線源の種類等に応じて省略できます。

※ 6か月以内ごとに1回、定期的に行う健康診断では、

- ・ 医師が必要でないと認めるときは、②から⑤までの項目の全部または一部を省略できます。
- ・ 健康診断を行おうとする日の属する年の前年1年間に受けた実効線量が5 mSvを超えず、かつ、健康診断を行おうとする日の属する1年間に受ける実効線量が5 mSvを超えるおそれがない方は、②から⑤までの項目は、医師が必要と認めないときには、行う必要はありません。

2 電離放射線健康診断結果報告書を提出ください

6か月以内ごとに1回の定期的電離放射線健康診断を行ったときは、遅滞なく、**電離放射線健康診断結果報告書（様式第2号）**を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。（電離放射線障害防止規則第58条）

（参考）

令和3年4月1日から、電離放射線障害防止規則が改正され、眼の水晶体に受ける等価線量限度は、5年間で**100mSv**かつ1年間で**50mSv**となっています。

改正内容の詳細はこちら⇒



電離放射線健康診断結果報告書（様式第2号）

厚生労働省ホームページからダウンロードできます

電離健診 報告書

Q検索

様式第2号(第58条関係) (表面)

電離放射線健康診断結果報告書

標準字

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

振票種別	80307	労働保険番号													
対象年	7:平成 9:令和	（月～月分）（報告 四日）	健診年月日	7:平成 9:令和											
事業の種類	事業場の名称														
事業場の所在地	郵便番号（ ） 電話（ ）														
健康診断実施機関の名称及び所在地	在籍労働者数 人														
従事労働者数	男	女	計	録 取 の 種 類	職業コード	職業コード	職業コード	具体的内容 ()							
有所見者数 <small>(受診所見の内訳は裏面に記入すること。)</small>	男	女	計												
受 診 者 数	実効線量による区分			眼の水晶体の等価線量による区分			皮膚の等価線量による区分								
	1	検出限界未満の者	男	女	計	1	検出限界未満の者	男	女	計	1	検出限界未満の者	男	女	計
	2	5ミリシーベルト以下の者(1を除く)	男	女	計	2	20ミリシーベルト以下の者(1を除く)	男	女	計	2	150ミリシーベルト以下の者(1を除く)	男	女	計
	3	5ミリシーベルトを超え20ミリシーベルト以下の者	男	女	計	3	20ミリシーベルトを超え50ミリシーベルト以下の者	男	女	計	3	150ミリシーベルトを超え500ミリシーベルト以下の者	男	女	計
	4	20ミリシーベルトを超え50ミリシーベルト以下の者	男	女	計	4	50ミリシーベルトを超える者	男	女	計	4	500ミリシーベルトを超える者	男	女	計
5	50ミリシーベルトを超える者	男	女	計											

ページ	総ページ	産 業 医	氏 名
		所属機関の名称及び所在地	

年 月 日 事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

ご不明な点がございましたら、最寄りの労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

令和 2 年 8 月 6 日

関係事業者各位

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

放射線業務に関する自主点検の実施について

今般、電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 82 号）が、令和 2 年 4 月 1 日公布され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されます。厚生労働省では、放射線業務を行っている事業者の皆さまにおいて、その実施内容が、労働安全衛生法にもとづく電離放射線障害防止規則等に定められている内容と照らして問題ないかをこの機会に自ら点検していただくため、自主点検を実施することとしました。

つきましては、同封の自主点検票により自主点検を行い、その結果について別添の自主点検結果報告書を下記まで返送いただくか、同報告書に記載のインターネット回答画面から回答いただきますようお願いいたします。（回答期限：令和 2 年 9 月 7 日）

特に、医療保健業につきましては、今回の法令改正について議論をした「眼の水晶体の被ばく限度の見直し等に関する検討会」において、適切な線量測定が実施されていない事例が散見されることが報告されております。このような事例は、労働安全衛生法に抵触する可能性があることから、厚生労働省では、医療保健業における線量測定等の適切な実施が喫緊の課題と捉えております。つきましては、本自主点検につきましては、必ず病院等の管理者等まで共有し、自主点検結果報告書の確認欄にサイン等がなされた上でご提出ください。さらに、見つかった問題につきましては、病院等の管理者等も含めて対応を検討するようお願いいたします。

なお、本自主点検は、フューチャー・コミュニケーションズに自主点検票等の対象事業場への送付、回収等を委託※して実施しております。内容物の不足や回答方法等に関するご不明点などにつきましては、下記までお問い合わせください。

（※）厚生労働省「電離健診対象事業場に対する自主点検等事業」入札公告 URL：

<https://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/chotatu/wto-kobetu/2020/03/wt0303-04.html>

【問合せ及び提出先】

お問い合わせ、回答提出は終了しています。

【こちらの用紙はご提出不要です】

自主点検票

日頃、厚生労働行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

労働安全衛生法を所管する厚生労働省では、職場における労働者の安全と健康の確保とともに、快適な職場の形成促進に取り組んでいるところであり、放射線業務については、労働安全衛生法に基づく電離放射線障害防止規則において労働者を放射線による被ばくから防護するための被ばく線量の測定などを事業者に対して義務付けています。

この自主点検は、貴事業場における労働者の放射線防護措置が、電離放射線障害防止規則等に定められている内容と照らして問題ないかを自ら点検し、問題を自主的に改善するきっかけとしていただくとともに、令和3年度から施行される改正電離放射線障害防止規則（同封のリーフレット参照）に対応する準備を進めていただくことを目的としております。

本自主点検への回答はあくまで任意ですが、その趣旨をお酌み取りいただき、貴事業場の状況をご確認の上、設問にはありのままをご回答いただきますようお願いいたします。なお、ご回答の有無及びその内容については、今後の業務の参考とするために都道府県労働局及び所轄の労働基準監督署に送付いたします。また、所轄の労働基準監督署から貴事業場に連絡をし、状況を確認させていただく場合があります。

電離放射線障害防止規則等における法定の放射線防護措置や貴事業場における改善方法について、ご不明点などがありましたら、最寄りの都道府県労働局や労働基準監督署にお気軽にご相談ください。

なお、厚生労働省は、医療保健業に従事する事業場を対象に、眼の水晶体に受ける被ばく線量の低減を支援する「放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入支援事業」及び「被ばく線量低減設備改修等補助金」を実施しています。また、今般の法令改正に関する説明会（「電離放射線障害防止規則改正に係る広報事業」）も実施します。それぞれの詳細は、厚生労働省ウェブサイト等でご参照できますので、事業場内で情報共有いただき、ぜひ活用をご検討ください。

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室

※本自主点検は、厚生労働省が株式会社フューチャー・コミュニケーションズに委託をして、発送、回収等を行っています。本自主点検の回答方法等に関するお問い合わせは、以下の連絡先までお願いいたします。

お問い合わせ、回答提出は終了しています。

自主点検項目

■ 貴事業場の、**2020年6月末時点の状況**をご回答ください（選択肢がある設問については、必要に応じて**複数回答可**）。

I 電離放射線障害防止規則（以下「電離則」）に定める放射線業務従事者について

1. 放射線業務従事者数 計（ ）人

※以下、Iの2.と3.については、業種が医療保健業の場合のみご回答ください。その他の業種の場合は、IIにお進みください。

2. 放射線業務従事者の内訳

医師・歯科医師（ ）人 看護師（ ）人 診療放射線技師（ ）人 その他（ ）人

防護エプロンを使用するなど不均等被ばくとなる者（ ）人

放射線測定器を2個以上配布している者（ ）人

●これらが一致していない場合は改善が必要です。不均等被ばくとなる者に対しては、放射線測定器を2個以上配布しなくてはなりません（電離則第8条第3項）。

3. 線量測定を行っている者の線量測定方法別の対象者の範囲

3-1. 個人線量測定サービス機関を利用している者の範囲

【業務】

A：診療用放射性同位元素、エックス線装置等を使用して管理区域内で行う診療

B：エックス線装置等の操作

C：診療用放射性同位元素、エックス線装置等使用時の管理区域内での患者の介助

D：診療用放射性同位元素、エックス線装置等使用時の管理区域内での患者の観察

E：管理区域内への患者の搬送

F：その他（具体的に（ ））

【業務従事の頻度】

G：該当する業務であれば、業務に従事する頻度に関わらず全員を対象

H：該当する業務であって、一定以上の頻度で業務に従事する者のみ対象

I：その他（具体的に（ ））

【線量】

J：該当する業務であれば、被ばくするおそれのある線量に関わらず全員を対象

K：該当する業務に従事する者のうち、一定以上の線量に被ばくするおそれのある者のみ対象

一定以上の線量→（ ）mSv/（年・月・週・日・回）、その他（具体的に（ ））

【その他】

L：その他（具体的に（ ））

3-2. 電子線量計を装着している者の範囲

【業務】

- A : 診療用放射性同位元素、エックス線装置等を使用して管理区域内で行う診療
- B : エックス線装置等の操作
- C : 診療用放射性同位元素、エックス線装置等使用時の管理区域内での患者の介助
- D : 診療用放射性同位元素、エックス線装置等使用時の管理区域内での患者の観察
- E : 管理区域内への患者の搬送
- F : その他（具体的に _____ ）

【業務従事の頻度】

- G : 該当する業務であれば、業務に従事する頻度に関わらず全員を対象
- H : 該当する業務であって、一定以上の頻度で業務に従事する者のみ対象
- I : その他（具体的に _____ ）

【線量】

- J : 該当する業務であれば、被ばくするおそれのある線量に関わらず全員を対象
- K : 該当する業務に従事する者のうち、一定以上の線量に被ばくするおそれのある者のみ対象
一定以上の線量 → (_____) mSv / (年・月・週・日・回)、その他（具体的に _____ ）

【その他】

- L : その他（具体的に _____ ）

II 放射線業務従事者の被ばく線量について（2019年度（または直近の管理期間の1年間））

1. 実効線量

- 検出限界未満 (_____) 人
- 検出限界以上～年 20mSv 被ばく (_____) 人
- 年 20mSv 超～年 50mSv 被ばく (_____) 人
- 年 50mSv 超被ばく (_____) 人
- 把握していない (_____) 人

●これらの方々については、改善が必要です。事業者は、実効線量が5年間につき100mSvを超えず、かつ、1年間につき50mSvを超えないようにしなければなりません（電離則第4条第1項）。

2. 眼の水晶体の等価線量

- 検出限界未満 (_____) 人
- 検出限界以上～年 20mSv 被ばく (_____) 人
- 年 20mSv 超～年 50mSv 被ばく (_____) 人
- 年 50mSv 超被ばく (_____) 人
- 把握していない (_____) 人

●「把握していない」に該当する方々については、改善が必要です。事業者は、全放射線業務従事者の被ばく線量を測定しなければなりません（電離則第8条第1項）。また、測定結果に基づいた線量の算定、記録、保存が必要です（電離則第9条第2項）。

●改正前の電離則（令和2年度まで）においては、眼の水晶体に受ける等価線量の限度は、1年間につき150mSvとされていますが、これらの方々については、令和3年度から施行される改正

電離則が定める限度（5年間につき100mSv及び1年間につき50mSv）に対応する必要があります（電離則第5条）。改正内容や経過措置の内容については、同封のリーフレットをご参照ください。

Ⅲ 被ばく線量の管理

1. 2020年度を含む5年間の被ばく線量を管理している放射線業務従事者数 () 人

2. 2020年度を含む5年間の被ばく線量の管理方法

A：電離放射線健康診断個人票をとりまとめて管理

B：線量計メーカーから通知された書類をとりまとめて管理

C：独自の管理ツール等を用いて電子的に管理

D：管理していない

E：その他 ()

●1. については、放射線業務従事者全員分を管理する必要があります。そうでない場合（Iの1.の合計人数と一致していない場合、2.の回答がDを含む場合）は、改善が必要です。事業者は、上記電離則第4条第1項の放射線業務従事者の被ばく限度（実効線量が5年間につき100mSv、かつ、1年間につき50mSvを超えないこと）の遵守に加え、放射線事業者の線量の記録を30年間保存しなければならないが、ただし、当該記録を5年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでないとされています（電離則第9条第2項）。

3. 2020年度を含む5年間の被ばく線量の管理期間に、貴事業場に新規所属した放射線業務従事者（前所属事業場においても放射線業務に従事していた者に限る）のうち、前所属事業場における被ばく線量を把握している者の数

() 人（前事業場での線量把握人数）／() 人（新規所属人数）

4. 上記3.に関して、新規所属した者の前所属事業場における被ばく線量の把握方法

A：前所属事業場から通知を受けて把握

B：被ばく線量測定サービス会社から通知を受けて把握

C：当該者へのヒアリング等により把握

D：把握していない

E：その他 ()

備考（把握ができなかった場合の対応やその他特記事項等を記入）

{ }

●3. については、全員分を把握する必要があります。そうでない場合（4.の回答がDを含む場合）は、改善が必要です。事業者は、「5年間」の管理期間の途中から新たに所属した放射線業務従事者については、前事業場から当該者に交付された線量の記録等を確認して、前事業場における被ばく線量を把握することで、「5年間」の管理を行うこととされています（平成13年3月30日基発第253号）。

5. 貴事業場で実施している、放射線業務従事者の放射線測定器の適正な装着などのための周知等の方法

- A : ビデオ教材や研修会等により、放射線防護に係る教育を実施
- B : 厚生労働省のリーフレット等を適当な場所に掲示
- C : 放射線測定器が適正に装着されているか確認する体制を整備
※体制の詳細（例：装着の確認を担当する看護師がいる等）
{ }
- D : 周知等を行っていない
- E : その他（)

備考（その他特記事項等を記入）
{ }

6. 放射線業務従事者以外の管理区域に一時的に立ち入る者の管理方法

- A : 個人線量測定サービス機関を利用して被ばく線量を測定
- B : 電子線量計を装着させて被ばく線量を測定
- C : 外部被ばくによる実効線量が計算により求められ、その値が 0.1mSv を超えないことが確認できる等の場合には、線量の測定を行ったものとみなしている
- D : 管理していない
- E : その他（)

●回答がDの場合は、改善が必要です。事業者は、管理区域に一時的に立ち入る労働者の管理区域内において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を測定しなければなりません（電離則第8条第1項）。
なお、Cのように線量の測定を行ったものとみなすことができる場合もありますが、その場合は当該労働者の管理区域への立入りの記録を行い、少なくとも1年間保存することが望ましいとされています（平成13年3月30日基発第253号）。

IV 今回見つかった問題点の改善方針（次年度までに実施予定のものを選択してください。）

- A : 事業場内の部門ごとに放射線業務従事者数や被ばく線量管理の状況等を把握
- B : 事業場の状況を踏まえ、事業場内全体で改善方法を検討
- C : 全放射線業務従事者に確実に放射線測定器を配布し、被ばく線量を測定し記録
- D : 全放射線業務従事者について5年間の被ばく線量を管理するため、経年的に線量データを把握・保存（前事業場における被ばく線量の把握を含む）
- E : 一時的に管理区域に立ち入る者についても被ばく線量を測定する等により管理
- F : その他（)
- G : 改善を要する事項はない／改善は行わない

◎ 自主点検項目は以上です。ご回答ありがとうございました。

令和 3 年 7 月 9 日

医療機関各位

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

医療機関における放射線管理に関する自主点検について（お願い）

日頃、厚生労働行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、労働者の安全と健康の確保、快適な職場の形成を目的とする労働安全衛生法では、電離放射線障害防止規則によって、労働者の被ばく線量限度の遵守や被ばく線量の測定などの放射線管理が事業者に義務付けられています。

厚生労働省では、放射線管理が電離放射線障害防止規則に定められている内容と照らして問題ないかを自ら点検し、問題があれば自主的に改善していただくために、昨年度から医療機関を対象に自主点検を依頼しています。

この自主点検への回答は任意ですが、この趣旨をご理解いただき、貴機関の状況をご確認の上、設問には現状のままをご回答いただきますようお願いいたします。

（回答期限：令和 3 年 8 月 6 日）

昨年度に実施した自主点検結果では、回答のあった医療機関の約 3 割で電離放射線障害防止規則に基づいて必要とされる個数の線量計を配布していないなど、法令に抵触する可能性のある放射線管理の実態が改めて確認されました。この自主点検の結果は、労働者の安全と健康確保における事業者の責務として重要な内容ですので、必ず医療機関の管理者がご確認ください。また、自主点検によって明らかとなった問題については、医療機関の管理者が積極的に主導して改善していただきますようお願いいたします。

本自主点検は、公益財団法人原子力安全技術センターに自主点検票等の送付、回収等を委託して実施しています*。内容物の不足や回答方法等についてご不明な点は下記までお問い合わせください。

また、電離放射線障害防止規則の内容については、都道府県労働局労働基準部健康主務課や最寄りの労働基準監督署にお気軽にご相談ください。

※厚生労働省ホームページ：ホーム>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>

【令和 3 年 4 月 1 日施行】改正電離放射線障害防止規則及び関連事業

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/0000186714_00003.html でご確認いただけます。

【お問合せ・回答提出先】

お問い合わせ、回答提出は終了しています。

【こちらの用紙はご提出不要です】

自主点検票

日頃、厚生労働行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、労働者の安全と健康の確保、快適な職場の形成を目的とする労働安全衛生法では、電離放射線障害防止規則によって、労働者の被ばく線量限度の遵守や被ばく線量の測定などの放射線管理が事業者には義務付けられています。

厚生労働省では、放射線管理が電離放射線障害防止規則に定められている内容と照らして問題ないかを自ら点検し、問題があれば自主的に改善していただくために、昨年度から医療機関を対象に自主点検を依頼しています。

つきましては、同封の自主点検票により自主点検を行い、その結果について、別添の自主点検結果報告書を下記まで提出いただくか、自主点検結果報告書に記載しているインターネット回答画面からご回答いただきますようお願いいたします。(回答期限：令和3年8月6日)

この自主点検への回答は任意ですが、この趣旨をご理解いただき、貴事業場の状況をご確認の上、設問には現状のままをご回答いただきますようお願いいたします。ご回答の有無及び内容については、厚生労働省でとりまとめた後に、都道府県労働局及び最寄りの労働基準監督署に送付いたしますので、状況について確認するために最寄りの労働基準監督署から連絡をさせていただく場合があります。

昨年度に実施した自主点検結果では、回答のあった医療機関の約3割で電離放射線障害防止規則に基づいて必要とされる個数の線量計を配付していないなど、法令に抵触する可能性のある放射線管理の実態が改めて確認されました。この自主点検の結果は、労働者の安全と健康確保における事業者の責務として重要な内容ですので、必ず医療機関の管理者までご確認いただき、ご回答にあたっては自主点検結果報告書又はインターネット回答画面の確認欄に確認したことを示すチェックをいれてください。

また、自主点検によって明らかとなった問題については、医療機関の管理者が積極的に主導して改善していただきますようお願いいたします。

本自主点検は、公益財団法人原子力安全技術センターに自主点検票等の送付、回収等を委託して実施しています。内容物の不足や回答方法等についてご不明な点は下記までお問い合わせください。電離放射線障害防止規則の内容については、都道府県労働局労働基準部健康主務課や最寄りの労働基準監督署にお気軽にご相談ください。

また、厚生労働省では、医療機関の事業場を対象に、被ばく線量を低減するためのマネジメントシステムの導入を支援する研修を行っています。リーフレットを同封していますので、ぜひ、ご活用をご検討ください。

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室

お問い合わせ、回答提出は終了しています。

自主点検票

■ 貴事業場の、2021年3月末時点の状況をご回答ください。

I 電離放射線障害防止規則（以下「電離則」といいます。）に定める放射線業務従事者について

1. 放射線業務従事者数 () 人
2. 放射線業務従事者の内訳（※合計人数がIの1.の人数と一致していることを確認してください。）
A: 医師・歯科医師 () 人 B: 看護師 () 人
C: 診療放射線技師 () 人 D: その他 () 人

3. 放射線業務従事者の線量測定

3-1. 測定対象者の範囲

- A: 全ての放射線業務従事者を対象としている
 B: 業務状況等に応じて一部の放射線業務従事者を対象としている

●放射線業務従事者は、放射線業務に従事する頻度や被ばく線量の大小を問わず、線量測定を行わなければなりません（電離則第8条第1項）。

3-2. 不均等被ばく者の人数及び放射線測定器の配布

- A: 防護エプロンを使用するなど不均等被ばくとなる者 () 人
B: 放射線測定器を2個以上配布している者 () 人

●これらが一致していない場合は改善が必要です。不均等被ばくとなる者に対しては、放射線測定器を2個以上装着しなくてはなりません（電離則第8条第3項）。

3-3. 放射線測定器の装着状況の確認

- A: 全ての放射線業務従事者について装着状況を確認している
 B: 一部の放射線業務従事者について装着状況を確認していない

II 放射線業務従事者の被ばく線量について（2020年度）

1. 実効線量

- A: 検出限界未満 () 人
B: 検出限界以上～5mSv () 人
C: 5mSv 超～20mSv () 人
D: 20mSv 超～50mSv () 人
E: 50mSv 超被ばく () 人
F: 把握していない () 人

2. 眼の水晶体の等価線量

- A: 検出限界未満 () 人
- B: 検出限界以上～20mSv () 人
- C: 20mSv 超～50mSv () 人
- D: 50mSv 超 () 人
- E: 把握していない () 人

3. 皮膚の等価線量

- A: 検出限界未満 () 人
- B: 検出限界以上～150mSv () 人
- C: 150mSv 超～500mSv () 人
- D: 500mSv 超 () 人
- E: 把握していない () 人

※Ⅱ-1.～Ⅱ-3. の設問のそれぞれの合計人数がⅠの1. の人数と一致していることを確認してください。

●放射線業務従事者の被ばく線量を測定・記録し、以下の線量限度を超えないようにしなければなりません（電離則第4条第1項、第5条）。

実効線量 5年間につき100mSv かつ1年間につき50mSv
 女性の放射線業務従事者は3月間につき5mSv

眼の水晶体の等価線量 (2020年度まで) 1年間につき150mSv
 (2021年度から) 5年間につき100mSv かつ1年間につき50mSv

皮膚の等価線量 1年間につき500mSv

Ⅲ 眼の水晶体の等価線量限度に係る経過措置対象医師

※ 経過措置対象医師とは、遮蔽その他の適切な放射線防護措置を講じてもなおその眼の水晶体に受ける等価線量が5年間につき100ミリシーベルトを超えるおそれのある医師であって、その行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、かつ、そのために後任者を容易に得ることができない方をいいます。

1. 経過措置対象医師の指定人数

() 人→0人の場合はⅢの2.～5. の回答は不要です。

2. 衛生委員会等で対象医師として指定することの妥当性について審議しているか

- A: 審議している
- B: 審議していない

3. 経過措置対象医師本人に指定した旨を通知しているか

- A: 通知している
- B: 通知していない

4. 経過措置対象医師の氏名や医籍登録番号等を記録しているか

- A: 記録している
- B: 記録していない

●経過措置対象医師に指定しようとする場合は、その妥当性について、衛生委員会において調査審議又は関係労働者の意見を聴くための機会を設けてください。

経過措置対象医師に指定する医師について、その旨を本人に通知するとともに、その氏名、医籍登録番号、診療科名、5年間につき100mSvを超えるおそれのある具体的な事由及び当該医師の行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、かつそのために後任者を容易に得ることができない具体的な事由を記録して、2026年3月31日まで保存してください。(令和2年10月27日基発1027第4号)

5. 経過措置対象医師に係る眼の水晶体の等価線量の低減措置の実施状況

A: 実施中

B: 検討中

C: 検討していない

●経過措置対象医師に係る眼の水晶体の等価線量限度は、令和5年4月1日以降の3年間につき60mSvかつ1年間につき50mSvとされていますので、この限度を守れるように被ばく線量を低減する必要があります。

IV 労働安全衛生管理体制

1. 衛生委員会の設置状況 (※医療被ばくに関するものではなく、労働安全衛生法に基づく労働者の健康管理を目的とした委員会に関して回答してください。)

A: 設置している →IVの2. の回答をお願いします。

B: 常時使用する労働者が50人未満のため設置していない→IVの2. の回答は不要です。

2. 衛生委員会における被ばく線量の低減対策の審議状況 (同上)

A: 放射線業務従事者の被ばく線量に基づき審議している

B: 審議していない

3. 衛生管理者又は衛生推進者の職務

A: 放射線被ばくによる健康障害防止措置に関する技術的事項を管理している

B: 放射線被ばくによる健康障害防止措置に関する技術的事項を管理していない

●衛生委員会では労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策等について調査審議を行う必要があります。(労働安全衛生法第18条第1項)

衛生管理者又は衛生推進者には放射線被ばくによる健康障害を防止するための措置に関する技術的事項を管理させる必要があります。(労働安全衛生法第12条・第12条の2)

衛生委員会において、被ばく線量の状況を報告し、被ばく低減対策を審議するとともに、衛生管理者又は衛生推進者に対し当該対策の実施状況について管理させる等を通じて、放射線による健康障害を防止するための取組を推進しましょう。

V 被ばく線量の管理

1. 2016年度から2020年度までの5年間の被ばく線量の管理状況

- A: 全ての放射線業務従事者について記録・保存している
 B: 一部の放射線業務従事者について記録・保存していない

●実効線量・等価線量の記録は30年間保存しなければなりません。ただし、5年間保存した後、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、30年間保存する必要はありません（電離則第9条第2項）。

2. 新規に所属した放射線業務従事者の線量管理

2-1 2016年度から2020年度までの5年間の管理期間の途中に、貴事業場に新規に所属した放射線業務従事者の人数

() 人→0人の場合はIVの2. の2-2の回答は不要です。

2-2 上記のうち、前所属事業場における被ばく線量を把握している者の人数

() 人

●5年間の管理期間の途中から新たに所属した放射線業務従事者については、前所属事業場から当該者に交付された線量の記録等を確認して、前所属事業場における被ばく線量を把握することで、5年間の管理を行うこととされています（平成13年3月30日基発第253号）。

3. 放射線業務従事者以外の管理区域に一時的に立ち入る者（以下「一時立入者」）の線量測定方法

- A: 全ての一時立入者に放射線測定器を装着させ被ばく線量を測定している
 B: 実効線量が計算により求められ、その値が0.1mSvを超えないことが確認できる等の場合には、線量の測定を行ったものとみなしている
 C: 一部の一時立入者について測定していない（Bの該当者を除く）

●管理区域に一時的に立ち入る労働者についても、管理区域内での被ばく線量を測定しなければなりません（電離則第8条第1項）。被ばく線量の記録は、5年間保存すること望ましいです（平成13年3月30日基発第253号）。

Bのように線量の測定を行ったものとみなすことができる場合もありますが、その場合は当該労働者の管理区域への立入りの記録を行い、少なくとも1年間保存することが望ましいです（平成13年3月30日基発第253号）。

VI 電離放射線健康診断

1. 放射線業務従事者に対する電離放射線健康診断の実施状況

- A : 全員に実施している
 B : 一部の者を除き実施している

2. 電離放射線健康診断の実施回数

- A : 年2回実施している
 B : 年1回実施している

●放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、医師による健康診断を行う必要があります（電離則第56条第1項）。

◎ 自主点検項目は以上です。ご回答ありがとうございました。

令和3年4月1日から、電離放射線障害防止規則が改正され、
眼の水晶体に受ける等価線量限度は、5年間で100mSv かつ
1年間で50mSv となっています。改正内容の詳細はこちら⇒



返送用

自主点検結果報告書

自主点検結果の回答は、Web サイトへの入力、「自主点検結果報告書」に同封した封筒による郵送、どちらでも行うことができます。Web サイトで回答した場合は、この「自主点検結果報告書」の郵送は不要です。

◎Web サイトからの回答はこちら

URL :

ID : パスワード :

◎郵送による回答はこちら【返送期限：8月6日（金）】

本文書を郵送して自主点検の結果報告をされる場合は、以下の表に必要な事項を記入し、病院等の管理者と労働衛生管理責任者に自主点検結果の確認を受けてください。

自主点検実施日	2021年 月 日
事業場番号	
事業場名称 (法人名+病院名)	
代表者職氏名	
事業場所在地 (連絡先)	〒 - TEL — —
自主点検者 職氏名 (連絡先)	TEL — —

自主点検結果の確認 (チェック)	病院等の管理者 <input type="checkbox"/>	労働衛生管理責任者 <input type="checkbox"/>
---------------------	-------------------------------------	---------------------------------------

※本年3月末の時点で放射線の取扱いがなく、今後も取扱う予定がない事業場は、下の□に✓を記入してご返送ください。この場合、以降の質問に対する回答は不要です。

□

※貴事業場における 2021 年 3 月末時点の状況を回答してください。

I 電離則に定める放射線業務従事者

1. 放射線業務従事者数（人数を記入してください）（ ）人

2. 放射線業務従事者の内訳（I の 1. の人数と内訳の合計を一致させてください）

A：医師・歯科医師（ ）人

B：看護師（ ）人

C：診療放射線技師（ ）人

D：その他（ ）人

3. 放射線業務従事者の線量測定

3-1. 測定対象者の範囲（該当する方の口に✓を記入してください）

A：全ての放射線業務従事者について測定を行っている

B：業務状況等に応じて一部の放射線業務従事者を対象としている

3-2. 不均等被ばく者の人数及び放射線測定器の配布（人数を記入してください）

A：防護エプロンを使用するなど不均等被ばくとなる者（ ）人

B：放射線測定器を 2 個以上配布している者（ ）人

3-3. 放射線測定器の装着状況の確認（該当する選択肢の口に✓を記入してください）

A：全ての放射線業務従事者について装着状況を確認している

B：一部の放射線業務従事者について装着状況を確認していない

II 放射線業務従事者の被ばく線量について（2020 年度）

※II-1.～II-3. の設問のそれぞれの合計人数が I の 1. の人数と一致していることを確認してください。

1. 実効線量（人数を記入してください）

A：検出限界未満（ ）人

B：検出限界以上～5mSv（ ）人

C：5mSv 超～20mSv（ ）人

D：20mSv 超～50mSv（ ）人

E：50mSv 超（ ）人

F：把握していない（ ）人

2. 眼の水晶体の等価線量（人数を記入してください）

A：検出限界未満（ ）人

B：検出限界以上～20mSv（ ）人

C：20mSv 超～50mSv（ ）人

D：50mSv 超（ ）人

E：把握していない（ ）人

3. 皮膚の等価線量（人数を記入してください）

- A:検出限界未満 ()人
B:検出限界以上～150mSv ()人
C:150mSv 超～500mSv ()人
D:500mSv 超 ()人
E:把握していない ()人

Ⅲ 眼の水晶体の等価線量限度に係る経過措置対象医師

（1. は人数を、2. ～5. は該当する選択肢の口に✓を記入してください）

1. 眼の水晶体の等価線量限度に係る経過措置対象医師の指定人数 ()人
（Ⅲの1. が0人の場合、以下の2. ～5. は回答不要）
2. 経過措置対象医師の指定にあたり衛生委員会等で対象医師の妥当性について
審議しているか
A:審議している
B:審議していない
3. 経過措置対象医師本人に指定した旨を通知しているか
A:通知している
B:通知していない
4. 経過措置対象医師の氏名や医籍番号等を記録しているか
A:記録している
B:記録していない
5. 経過措置対象医師に係る眼の水晶体の等価線量の低減措置の実施状況
A:実施中
B:検討中
C:検討していない

Ⅳ 労働安全衛生管理体制（該当する選択肢の口に✓を記入してください）

1. 衛生委員会の設置状況
A:設置している
B:常時使用する労働者が50人未満のため設置していない
（Ⅳの1. がBの場合、Ⅳの2. は回答不要）
2. 衛生委員会における被ばく線量の低減対策の審議状況
A:放射線業務従事者の被ばく線量に基づき審議している
B:審議していない
3. 衛生管理者又は衛生推進者の職務
A:放射線被ばくによる健康障害防止措置に関する技術的事項を管理している
B:放射線被ばくによる健康障害防止措置に関する技術的事項を管理していない

V 被ばく線量の管理

1. 2016年度から2020年度までの5年間の被ばく線量の管理状況

(該当する選択肢の口に✓を記入してください)

A:全ての放射線業務従事者について記録・保存している

B:一部の放射線業務従事者について記録・保存していない

2. 新規に所属した放射線業務従事者の線量管理 (人数を記入してください)

2-1. 2016年度から2020年度までの5年間の被ばく線量の管理期間の途中に、

貴事業場に新規に所属した放射線業務従事者の人数 () 人

(2-1.が0人の場合、2-2.の回答は不要)

2-2. 上記のうち、前所属事業場における被ばく線量を把握している者の人数

() 人

3. 放射線業務従事者以外の管理区域に一時的に立ち入る者 (以下「一時立入者」) の線量測定方法 (該当する選択肢の口に✓を記入してください)

A:全ての一時立入者に線量測定器を装着させ被ばく線量を測定

B:実効線量が計算により求められ、その値が0.1mSvを超えないことが確認できる等の場合には、線量の測定を行ったものとみなしている

C:一部の一時立入者について測定していない (Bの該当者を除く)

VI 電離放射線健康診断 (該当する選択肢の口に✓を記入してください)

1. 放射線業務従事者に対する電離放射線健康診断の実施状況

A:全員に実施している

B:一部の者を除き実施している

2. 電離放射線健康診断の実施回数

A:年2回実施している

B:年1回実施している

◎自主点検項目は以上です。ご回答ありがとうございました。

基安労発 0128 第 1 号
令和 3 年 1 月 28 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

放射線障害防止対策に係る都道府県等衛生主管部局との連携について

放射線障害防止対策については、放射線業務従事者（電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号。以下「電離則」という。）第 4 条の「放射線業務従事者」をいう。）が眼の水晶体に受ける等価線量限度等に係る電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 82 号。以下「電離則改正省令」という。）及び放射線診療従事者等（医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 30 号）第 30 条の 18 の「放射線診療従事者等」をいう。）が眼の水晶体に受ける等価線量限度等に係る医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 81 号。以下「医療法施行規則改正省令」という。）が、それぞれ令和 3 年 4 月 1 日から施行される。

については、放射線障害防止対策の推進に当たり、都道府県労働局と都道府県等との間で、下記のとおり連携を図ることとしたので、了知の上、遺漏なきを期されたい。

なお、本連携については、別添のとおり、本日付け「放射線障害防止対策に係る都道府県労働局との連携について」により厚生労働省医政局地域医療計画課長から都道府県等衛生主管部（局）長に通知されている旨申し添える。

記

1 趣旨

電離則改正省令による改正後の電離則第 5 条又は医療法施行規則改正省令による改正後の医療法施行規則第 30 条の 27 第 2 項の規定により、令和 3 年 4 月 1 日以降、放射線業務従事者及び放射線診療従事者等が眼の水晶体に受ける等価線量限度は、1 年間につき 150 ミリシーベルトから 50 ミリシーベルトに引き下げられるとともに、5 年間につき 100 ミリシーベルトの被ばく限度が追加される。

このため、眼の水晶体に受ける等価線量が年間 20 ミリシーベルトを超え 50 ミリシーベルト以下である放射線業務従事者及び放射線診療従事者等について、事業者又は病院、診療所の管理者がその被ばくを低減し、適切な線量管理を行うよう、都道府県労働局と医療法第 25 条第 1 項に基づく立入検査等を行う都道府県等とが連携して取り組むものであ

る。

2 連携事項

都道府県労働局と都道府県等との間で、実効線量又は眼の水晶体に受ける等価線量が年間 20 ミリシーベルトを超えて 50 ミリシーベルト以下の労働者がいる病院、診療所の情報を共有するものとする。

3 都道府県等衛生主管部局への情報提供等

- (1) 都道府県労働局健康主務課は、電離則第 58 条の規定に基づき、病院、診療所である事業場から所轄労働基準監督署長に提出された電離放射線健康診断結果報告書（様式 2 号）（以下「報告書」という。）において当該健康診断を実施した日（実効線量については令和 3 年 4 月 1 日以降のものに限り、眼の水晶体に受ける等価線量については令和 4 年 4 月 1 日以降のものに限る。）の属する前年の実効線量又は眼の水晶体の等価線量が 20 ミリシーベルトを超え 50 ミリシーベルト以下であった労働者がいる旨の記載がある事業場の情報を、当該報告書を受領した日の属する月ごとにまとめてその翌月の第 7 営業日までに都道府県衛生主管課へ別紙 1 により提供すること。
- (2) (1) で情報提供した事業場に係る都道府県等衛生主管部局の対応については、必要に応じて別紙 2 により情報提供されること。
- (3) (1) 及び (2) に関わらず、都道府県等衛生主管部局と協議の上、別途の取り決めを行っても差し支えないこと。

事務連絡
令和 年 月 日

〇〇（都道府県）衛生主管課長 殿

〇〇労働局労働基準部健康主務課長

令和 3 年 1 月 28 日付け基安労発 0128 第 1 号に基づく情報提供

下記の事業場について、令和 3 年 1 月 28 日付け基安労発 0128 第 1 号「放射線障害防止対策に係る都道府県等衛生主管部局との連携について」の記の 3（1）に基づき、次のとおり情報を提供します。

事業場	名称	
	所在地	
	連絡先	
<u>(情報提供内容)</u> <input type="checkbox"/> 実効線量：年 20mSv 超～50mSv の被ばく労働者数（ 年度） （ 人） <input type="checkbox"/> 眼の水晶体の等価線量：年 20mSv 超～50mSv の被ばく労働者数（ 年度） （ 人）		
<u>備考</u>		

事務連絡
令和 年 月 日

〇〇労働局労働基準部健康主務課長 殿

〇〇（都道府県）衛生主管課長

令和 3 年 1 月 28 日付け医政地発 0128 第 4 号に基づく情報提供

下記の事業場について、令和 3 年 1 月 28 日付け医政地発 0128 第 4 号「放射線障害防止対策に係る都道府県労働局との連携について」の記の 3 に基づき、次のとおり情報提供します。

事業場	名称	
	所在地	
	連絡先	
<u>(情報提供内容)</u>		

医政地発 0128 第 4 号
令和 3 年 1 月 28 日各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

放射線障害防止対策に係る都道府県労働局との連携について

医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 81 号。以下「改正省令」という。）及び臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準及び放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法の一部を改正する告示（令和 2 年厚生労働省告示第 166 号。以下「改正告示」という。）が、それぞれ令和 2 年 4 月 1 日に公布・告示され、令和 3 年 4 月 1 日から施行・適用されることとなり、改正省令・告示の要点については、「眼の水晶体に受ける等価線量限度の改正に係る具体的事項等について」（令和 2 年 10 月 27 日付け医政発 1027 第 4 号厚生労働省医政局長通知）（以下「医政局長通知」という。）等を発出し、お示ししたところである。

今般、保健所と労働基準監督署が医療機関に対して、職員の健康管理において適切な指導等を実施するため、都道府県衛生主管部局と都道府県労働局との間で下記のとおり情報共有を行うこととしたので、御了知の上、遺漏なきを期されたい。

なお、都道府県労働局における放射線障害防止対策に係る都道府県等衛生主管部局との連携については、別添のとおり、本日付け「放射線障害防止対策に係る都道府県等衛生主管部局との連携について」（令和 3 年 1 月 28 日付け基安労発 0128 第 1 号厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長通知。以下「施行通知」という。）により、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長から都道府県労働局労働基準部長あて通知している旨申し添える。

記

1. 趣旨

令和 3 年 4 月 1 日以降、眼の等価線量限度は 5 年ごとに区分した各期間につき 100 ミリシーベルトとなることから、その 1 年間当たりの平均は 20 ミリシーベルトとなる。このため、医政局長通知においては、眼の水晶体に受ける等価線量が年間 20 ミリシーベルトを超えた放射線診療従事者等について、適切な被ばく線量の管理を図るため、作業環境、作業方法、作業時間等の改善を行うとともに、当該「5 年間」で 100 ミリシーベルトを超えることのないよう、随時、累積線量を確認することが望ましい旨を通知したところである。

また、「眼の水晶体の被ばく限度の見直し等に関する検討会」における報告書（令和元年9月24日公表）には、眼の水晶体に受ける等価線量限度の見直し当たって留意すべき事項として、都道府県労働局と都道府県等の衛生主管部局は、医師等が適切な線量管理の下で業務を遂行できるよう情報共有により連携を図ることが望ましい旨が示されている。

こうした状況を踏まえ、本連携については、実効線量又は眼の水晶体の等価線量が1年間につき20ミリシーベルトを超えて50ミリシーベルト以下の被ばくであった放射線診療従事者等について都道府県労働局と都道府県等の衛生主管部局が情報を共有することで、保健所と労働基準監督署が医療機関に対して、職員の健康管理において適切な指導等を実施することを目的とするものである。

2. 都道府県労働局からの情報提供への対応について

施行通知においては、令和3年4月1日より、都道府県労働局が都道府県衛生主管部局に対し、下記のとおり情報提供を行うこととされている。

- ア 病院又は診療所において、実効線量又は眼の水晶体の等価線量が、1年間につき20ミリシーベルトを超えて50ミリシーベルト以下の被ばく労働者がいる旨の情報を都道府県労働局が把握した場合には、別紙1に所要事項を記入の上、情報提供すること。
- イ 情報提供は、毎月1回行われること。

都道府県労働局から情報提供を受けた都道府県衛生主管部局は、当該情報提供の対象となった病院又は診療所（以下「対象施設」という。）が保健所設置市又は特別区に所在する場合、所在地の保健所設置市又は特別区に速やかに情報提供を行うこと。

提供された資料（別紙1）については、対象施設に対し、都道府県、保健所設置市又は特別区が医療法（昭和23年法律第205号）第25条第1項の規定に基づく立入検査（以下単に「立入検査」という。）を行う際の参考資料とされたい。また、立入検査のほか、当該施設に対し、都道府県労働局より情報提供があった旨を連絡する等、注意喚起を行う際の参考資料としても活用されたい。

3 都道府県労働局への情報提供について

情報提供を受けた内容について、対象施設に対する立入検査において実施した指導内容等を、必要に応じ、都道府県労働局へ別紙2により回報すること。（保健所設置市又は特別区においては、都道府県衛生主管部局を通じ、都道府県労働局へ回報すること。）

4 その他

行政機関間の情報提供方法については、上記に関わらず、都道府県労働局等と協議の上、別途取り決めを行っても差し支えない。

事務連絡
令和 年 月 日

〇〇（都道府県）衛生主管課長 殿

〇〇労働局労働基準部健康主務課長

令和 3 年 1 月 28 日付け基安労発 0128 第 1 号に基づく情報提供

下記の事業場について、令和 3 年 1 月 28 日付け基安労発 0128 第 1 号「放射線障害防止対策に係る都道府県等衛生主管部局との連携について」の記の 3（1）に基づき、次のとおり情報を提供します。

事業場	名称	
	所在地	
	連絡先	
<u>(情報提供内容)</u> <input type="checkbox"/> 実効線量：年 20mSv 超～50mSv の被ばく労働者数（ 年度） （ 人） <input type="checkbox"/> 眼の水晶体の等価線量：年 20mSv 超～50mSv の被ばく労働者数（ 年度） （ 人）		
<u>備考</u>		

事務連絡
令和 年 月 日

〇〇労働局労働基準部健康主務課長 殿

〇〇（都道府県）衛生主管課長

令和 3 年 1 月 28 日付け医政地発 0128 第 4 号に基づく情報提供

下記の事業場について、令和 3 年 1 月 28 日付け医政地発 0128 第 4 号「放射線障害防止対策に係る都道府県労働局との連携について」の記の 3 に基づき、次のとおり情報提供します。

事業場	名称	
	所在地	
	連絡先	
<u>(情報提供内容)</u>		